

第33回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和8年4月23日（木）14時00分～14時52分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、5番：小島委員、
8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：伊藤委員、10番：手塚（孝）委員、
11番：手塚（敏）委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

3番：平出委員、4番：中山委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、
12番：田崎委員、13番：永岡委員

会議経過

1 開 会

出席委員13名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、14番の吉澤委員、15番の福田委員の
両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。
日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号か
ら6号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は譲受人
の営農に協力するため、譲受人は隣接地を併せて耕作するため、申請地を売買によ
り取得し、なす、きゅうり等の自家消費野菜を作付けする計画です。農機具の調達
状況は、耕運機1台を導入予定であります。申請地は、耕作可能な農地であること
を確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、
農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は遠方に居

住しており、耕作が困難であるため、譲受人は既に耕作している農地の所有権を取得するため、申請地を贈与により取得し、麦を作付けする旨の申請です。なお、譲渡人と譲受人の関係は、親子です。農機具の調達状況は、コンバイン1台、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック4台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は実家近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、麦や牧草を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機1台を所有しており、トラクター1台と刈払い機1台をリースで利用しています。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は共有持分を単有にして耕作するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付する計画です。農機具の調達状況については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、刈払機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は自宅隣接地の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、たまねぎ、ピーマンを作付する計画です。農機具の調達状況については、耕運機1台を所有し、刈払機1台を所有予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は転居予定先の隣接にある農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、ねぎ、たまねぎを作付する計画です。農機具の調達状況については、耕運機1台を所有予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、6件について、御審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号から6号までの6議案について、質疑願います。
委員 (意見等なし)
議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第1号から6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号から議案第9号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号については、農地所有適格法人に対する許可のため、条件を付き許可となることから、先に説明させていただきます。城山地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、農地所有適格法人として営農を開始するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。譲受人である法人は、令和7年8月8日に設立された法人で、農畜産物の生産・管理・加工及び販売等を主な業務としており、農地所有適格化法人の要件を満たす法人です。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第7号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第7号について、「農地法第3条第5項に基づき、農地所有適格法人に関する条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第8号及び9号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする計画です。農機具の調達状況は、耕運機1台を所有しており、トラクター1台と刈払い機1台をリースで利用しています。申請地は、海道地区の土地改良事業区域内であり、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は非農家で農地を管理することができないため、譲受人は隣接地と併せて耕作するため、申請

地を売買により取得し、水稻、ねぎを作付する計画です。なお、譲渡人と譲受人の関係は姉弟です。農機具の調達状況については、トラクター４台、田植機１台、コンバイン１台、フォークリフト１台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第８号及び９号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第８号及び９号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案書３ページを御覧ください。「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、議案第１０号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第１０号について御説明いたします。姿川地区の申請です。申請人は、申請地の登記が原野であったため、農地転用の許可を受けずに駐車場敷地の一部として利用しておりましたが、農地台帳に登載されている土地であることが判明し、今回、申請に至ったものです。土地利用についてですが、申請地部分は砂利敷で、隣接する社会福祉施設の大きな駐車場の一部分であり、雨水は敷地内自然浸透処理となっております。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題ないことから、農地法第４条の許可はやむを得ないと調査しております。御審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第１０号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第１０号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。４ページを御覧ください。日程第３「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、議案第１１号から１３号までの３議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第１１号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に３５年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の孫であり、都市計画法第３４条第１４号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地

内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の区域内にある第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、申請地に20年の賃借権を設定し、申請地にコンビニエンスストアを建築する旨の申請です。同時利用地の宅地及び山林844.24平方メートルを併せて利用する計画で、都市計画法第34条9号の「沿道サービス施設のコンビニエンスストア」に該当します。借受人は、昭和50年4月15日に設立した法人で、フランチャイズによるコンビニエンスストアの経営を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、店舗1棟のほか、普通車31台、大型車3台の計34台の駐車スペースを確保する計画で、外周はL字擁壁、メッシュフェンスを設置する計画となっております。給排水については、市の上下水道に接続する計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。乗り入れについては、北側の国道293号線及び東側の市道から進入することとなっており、宇都宮土木事務所及び市道路管理課から、施行承認の許可済みであります。資金計画については、事業費の全てを自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第4号、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域に設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人が、申請地に1年間の賃借権を設定し、砂利採取のため、一時転用する申請です。借受人は、昭和44年8月9日に設立した法人で、砂利採取業を主な目的としております。計画によりますと、掘削角度は45度、掘削の深さは最大8メートル、保安距離として、周辺から5メートル以上を確保し、外周は防護柵で囲い、作業終了時はチェーンにて封鎖する計画となっております。また、北側の道路を利用するため、市道路管理課に道路占用許可申請書及び道路使用届出を提出済みであり、環境保全課には、一般粉じん発生施設設置届出書、一定規模以上の土地の形質変更届出書を提出済みです。作業時間は午前8時00分から午後5時00分とし、「進入路及び運搬路を利用する際には、農耕車等優先で十分に安全確認を行い、通行者や歩行者等に注

意して事故等を起こさないよう注意する」こととしております。重機等については、所有するバックホウ２台、ブルドーザー２台、ホイールローダー１台、ダンプトラック６台を使用します。埋戻し用土については、自社が所有する土砂、鹿沼市に事務所のある法人が所有する土砂及び日光市に事務所のある法人が所有する土砂、計２７，５２１立方メートルを埋戻し用土として用いる計画で、栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが、前回地は下小倉町の田８，７９８平方メートルで、令和７年４月１日に許可を受け、１００パーセント農地に復元されており、また、前々回地は上小倉町の田５，７４８平方メートルで、令和６年４月１日に許可を受け、１００パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地であります。一時転用で農地に復元することから不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

以上、３件について、御審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第１１号から１３号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第１１号から１３号について、「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。５ページを御覧ください。日程第４「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第１４号から１６ページ１８９号までの１７６議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。１２ページ議案第１３４号、１３６号、１３７号、１３８号、１４１号の５議案については、１１番委員の親族が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで１１番委員に退出していただきます。

委員 (１１番委員退出)

議長 それでは、議案第１３４号、１３６号、１３７号、１３８号、１４１号について、事務局の説明を願います。

事務局 日程第４「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」御説明いたします。こちらは農地中間管理機構を通じた農地の賃借について、農業委員会に意見を求めるものです。１２ページ議案第１３４号、１３６号、１３７号、１３８号、１４１号を御説明いたしま

す。借受者は、議席番号１１番委員の親族が経営する法人でありまして、上河内地区の計画です。田と畑の貸し借りが５件です。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第１３４号、１３６号、１３７号、１３８号、１４１号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第１３４号、１３６号、１３７号、１３８号、１４１号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第１３４号、１３６号、１３７号、１３８号、１４１号が終了しましたので、１１番委員に入室・着席していただきます。

委 員 （１１番委員入室・再開）

議 長 審議済の５議案を除く、議案第１４号から１８９号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案番号１４号～６ページ議案５２号は平石地区の計画で３９件です。
議案番号５３号～７ページ６２号は清原地区の計画で１０件です。
議案番号６３号～７０号は瑞穂野地区の計画で８件です。
議案番号７１号～８ページ８１号は横川地区の計画で１１件です。
議案番号８２号～９ページ９４号は雀宮地区の計画で１３件です。
議案番号９５号～９６号は姿川地区の計画で２件です。
議案番号９７号～１００号は城山地区の計画で４件です。
議案番号１０１号～１０５号は国本地区の計画で５件です。
議案番号１０６号～１０ページ１２０号は篠井地区の計画で１５件です。
議案番号１２１号～１１ページ１２２号は富屋地区の計画で２件です。
議案番号１２３号～１２４号は豊郷地区の計画で２件です。
議案番号１２５号は河内地区の３筆を含む豊郷地区の計画です。
議案番号１２６号～１４ページ１５７号は上河内地区の計画で３２件です。
議案番号１５８号～１６ページ１８９号は河内地区の計画で３２件です。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 審議済の５議案を除く、議案第１４号から１８９号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。審議済の５議案を除く、議案第１４号から１８

9号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。17ページを御覧ください。日程第5「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第190号及び191号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について御説明いたします。こちらは農地中間管理機構を通じた農地の売買について、農業委員会にて要請の審議をおこなうもので、7月から所有権の移転を予定しております。

議案第190号は、清原地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、上籠谷町の畑2筆、計8,316平方メートルを売買により取得するものでございます。

議案第191号は、清原地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、上籠谷町の畑1筆、計2,998平方メートルを売買により取得するものでございます。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。以上、御審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第190号及び191号について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第190号及び191号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。18ページを御覧ください。日程第6「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」、議案第192号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第192号農地利用最適化推進委員候補者の決定について御説明いたします。宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する要綱第10条により、農業委員会は、推薦及び募集に応じた者について、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から報告を受け、推進委員候補者を決定するものと規定されておりますことから、お諮りするものです。お手元の資料「宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価・選考について」を御覧ください。現農地利用最適化推進委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、法令に基づき、新たな農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱するに当たり、宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員評価委員会において、農地利用最適化推進

委員候補者を評価・選考しましたことか候補者について報告するものです。農地利用最適化推進委員の定数は30名以内、任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。令和8年1月19日から令和8年2月20日まで募集を行い、地域から推薦を受けた30名の方が申し込みされました。令和8年3月18日に評価委員会を開催し、農地利用最適推進委員としてふさわしいか検証を行いました。申込者は、別紙「申込者および評価結果一覧」のとおりであり、申込者30名が候補者となりました。今後は、定例総会の決定を経て、農地利用最適化推進委員への申込者と、その申込者を推薦された代表者の方全員に選考結果を通知し、7月21日に開催予定の第1回定期総会にて、農業委員会による農地利用最適化推進委員として、委嘱することの議決を行い、委嘱状を交付することとなります。以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第192号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第192号について、「原案のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。それでは報告事項に入ります。事務局より報告願います。

[事務局より報告第1から報告第9まで一括で報告する。]

議 長 議案の審議は全て終了しましたので、以上で第33回定例総会を閉会いたします。

(閉会 14時52分)